

## AM&T CHINA LEGAL UPDATE

---

### CONTENTS

#### I Lawyer's Eye

～仲裁の選択と民事保全の利用～ 屠 錦寧 中国弁護士

#### II 中国法令アップデート

- 旅行法(法案)(全国人民代表大会常務委員会)
- 娯楽場所管理弁法(法案)(文化部)
- 社会保険登記管理弁法(法案)(人力資源社会保障部)
- 上海市による外商投資研究開発センター設立の奨励に関する若干意見
- 北京市等 8 省市において営業税に替えて増値税を試験的に徴収する増値税納税申告に関する事項についての公告

#### III 中国万感

～海外代理購入が人気～ 顧問 李 彬

## I Lawyer's Eye

### 仲裁の選択と民事保全の利用



中国弁護士 屠 錦寧

外国企業は、中国企業と各種の国際契約を締結するにあたって、中国人民法院の地方保護主義や、外国判決の中国での承認・執行問題等を考慮して、中国国内、国外外を問わず、訴訟より仲裁を選ぶ傾向がある。中国での仲裁にすべきか、それとも外国での仲裁にすべきかを判断する際には、民事保全の利用の可否が重要な要素の一つであると考えられる。

中国では、日本の民事保全法のような単行法が存在していない。民事訴訟法の中で民事保全手続について定められている。中国の民事訴訟法は、1979年4月9日に公布・施行され、2007年10月28日および2012年8月31日にそれぞれ改正が実施されたものである。直近の改正法は、2013年1月1日に施行される。民事訴訟法に定める民事保全には、従来は大きく分けて財産保全と証拠保全とがあり、財産保全の対象は資金や物品に限られており、被申立人に作為や不作為を求めることは原則としてできなかった。2012年の改正では、保全措置として被申立人に作為を命じまたは禁止することもできると定めて、明文で行為を保全の対象に加えた。また、これらの保全措置は、訴訟手続中のみならず、事情が切迫した場合、訴え提起前にも利用可能である。

当事者が仲裁合意をした場合は、仲裁の過程における保全措置の利用について、仲裁法に基づいて、当事者はまず中国の仲裁機関に申し立て、当該仲裁機関が被申立人の住所地または財産所在地の人民法院に保全措置の決定を申し立てるとされている。仲裁申立前における保全措置の利用は従来認められていなかったが、2012年の改正では、仲裁申立て前の保全措置の申立ても明文で認められている。来年以後は、仲裁手続の開始前に、当事者は、直接、人民法院に相手方が有する証拠や財産に対して保全措置を申し立てることができると解される。

上記規定は、当事者が中国における仲裁を選択した場合には問題なく適用される。これに対して、当事者が外国における仲裁を選択した場合、仲裁申立前または仲裁手続中に中国の人民法院に保全措置を申し立てられるかどうかについて、明文の根拠が欠けるため、実務上認められないおそれがある(中国の海事裁判所に対する船舶などの財産保全は特別規定があるため、中国における仲裁か外国における仲裁、仲裁前か仲裁手続中かにかかわらず、認められている。)

当事者が外国における仲裁の合意をした場合、中国の人民法院の民事保全を利用するのではなく、外国の仲裁機関が行う保全措置、暫定措置を利用することができる。では、この外国の仲裁機関が行った保全措置、暫定措置に関する仲裁判断について中国の人民法院にその承認・執行を申し立てられるか。中国はニューヨーク条約の加盟国であるため、条約第5条に定める拒否事由(仲裁合意の無効、仲裁合意の範囲を超えた仲裁判断、公序違反など)に該当しない限り、中国の人民法院は条約加盟国(日本も加盟国である。)で行われる仲裁判断の承認・執行を許容しなければならない。この点、実務では、中国の人民法院がこのような保全措置の承認・執行を許容する事例も拒否する事例も耳にしたことはない。かかる暫定保全措置は仲裁判断の形式を採択したとしても、強制力を有する終局的なものではなく、国外の裁判所による承認・執行という事態はあまり考えられないため、中国の人民法院がこれを承認・執行するべきではないという意見が主流のようである。

## II 中国法令アップデート



弁護士 若林 耕

### 最新中国法令の解説

#### <旅行>

##### 旅行法(法案)(全国人民代表大会常務委員会)

[ポイント] 本法(法案)は、既存の「旅行会社条例」、「ガイド人員管理条例」、「中国公民外国旅行管理弁法」等の上位に位置づけられる旅行業に関する基本法とされており、各業者の資格等のほか、旅行契約の内容、旅行に関する国家の政策等も含んでいる。また、旅行者の権利を保護するための規定も設けられており、例えば、旅行業者と旅行者との訴訟では、契約履行地、被告の住所地に加えて原告の住所地の人民法院にも管轄が認められている。

(意見募集期間:2012年8月31日~9月30日)

[原文] 旅游法(草案)

#### <サービス業>

##### 娯楽場所管理弁法(法案)(文化部)

[ポイント] 本弁法(法案)は、カラオケ、クラブ、ゲームセンター等の娯楽場所に関する規制を行う「娯楽場所管理条例」について、娯楽場所の設置要件(設置場所、建築条件、消防等)及び手続(設立申請に必要な文書、経営許可証の発行)、運営方法(禁止事項、営業日誌の作成等)について詳細な規定を置くものである。なお、娯楽場所の運営は、外商投資産業指導目録(2011年改正)では制限類(合弁、合作に限定)に分類されており、外資規制が比較的強い分野といえる。

(意見募集期間:2012年9月17日~10月17日)

[原文] 娱乐场所管理办法(征求意见稿)

#### <社会保険>

##### 社会保険登記管理弁法(法案)(人力資源社会保障部)

[ポイント] 本弁法(法案)は、現行の「社会保険登記管理暫定弁法」に替わり、労働者の使用者などが社会保険事務処理機構に対して行う社会保険登記の手続などについて定めたものである。本弁法の制定は、本法の上位法である「社会保険法」(2011年7月1日施行)において社会保険登記に関する規定が定められたことなどを背景としており、同法で盛り込まれた社会保険登記申請の期限(使用者の成立日から30日以内)などの規定が本弁法上でも定められている。

(意見募集期間:2012年9月20日~10月20日)

[原文] 社会保険登記管理办法(征求意见稿)

#### <外商投資研究開発センター(上海市)>

##### 上海市による外商投資研究開発センター設立の奨励に関する若干意見

[ポイント] 本意見は、上海市における外商投資研究開発センターに対する優遇措置などについて定めたものである。本意見では、外商投資研究開発センターが、研修の実施など研究開発人材の育成につき一定の条件を満たすことを前提に補助金支給の対象となることを定めている。

(2012年7月19日公布、施行 2017年7月19日まで有効)

[原文] [上海市关于鼓励外商投资设立研究中心的若干意见](#)

＜営業税改革＞

北京市等8省市において営業税に替えて増値税を試験的に徴収する増値税納税申告に関する事項についての公告

[ポイント] 本公告は、北京市などの8省、直轄市で行われている、交通運送業及び一部の現代サービス業に対する増値税の試験的な徴収(その概要については、[8月15日号](#)及び[9月4日号](#)も参照)について、納税申告の際に提出する増値税の納税申告書のフォーム及びその附属書類などを定めたものである。

(2012年8月27日公布、施行)(国家税務総局公告 2012年第43号)

[原文] [关于北京等8省市营业税改征增值税试点增值税纳税申报有关事项的公告](#)



# 中国万感



## 【海外代理購入が人気】

顧問 李 彬

私には今年 3 歳になる息子がいるが、今、私のママ友の間では、「どうやって海外製の粉ミルクを購入するのか」というのが一番ホットな話題となっている。2008 年ごろから国産粉ミルクの品質問題が頻発しているため、香港、ニュージーランド、ヨーロッパなどから粉ミルクを購入しようとする人が多い。

中国国内でも輸入の粉ミルクを買うこともできるが、代理購入(中国語:代購)という方法によって買うママたちが圧倒的に多い。代理購入とは、一定の手数料を払って、海外在住の者、あるいは頻繁に海外へ行くことができる者に頼んで海外で製品を購入してもらおうというものである。ここ数年、粉ミルクに限らず、化粧品、服飾品、電子製品、食品など多種類の商品の代理購入も人気が高い。同じ商品が中国国内より価格が 7 割ないし 5 割ほど安く、中国国内で入手できない種類も多いうえ、安心感のある良質な商品を手に入れることができるためである。中国電子商務研究センターによると 2011 年における代理購入の取引額は 265 億元に達している。

しかし、この代理購入にはリスクが潜んでいる。今年 9 月、代理購入を行っていた元 CA が、化粧品を国内に持ち込みながら税関に申告を行わずに 100 万元超の税金を逃れたとして懲役 11 年の判決を受けたという事件があった。

代理購入には合法か違法か、実際に取り締まられるのかなど不明確な点が多く、気をつけなければならない。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章 ([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))、中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com)) 又は若林 耕 ([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com)) までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com) までご連絡下さいませよう、お願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然

## CONTACT INFORMATION



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036  
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
泉ガーデンタワー38 階(総合受付)  
Tel: 03-6888-1000 (代表)  
Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)



### 安德森・毛利・友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号  
北京發展大廈 809 室  
郵編 100004  
Tel: +86-10-6590-9060(代表)  
Email: [beijing@amt-law2.com](mailto:beijing@amt-law2.com)  
URL: <http://www.amt-law.com/>